

日本航空株式会社及び株式会社ジェイエアに対し新たな制度の導入を認定
～航空機に搭載する無線局の無線設備等保守規程の認定制度～

近畿総合通信局（局長：佐々木 祐二（ささき ゆうじ））は、日本航空株式会社及び株式会社ジェイエアから提出された航空機局の無線設備等保守規程の認定申請について、本日付けで認定書を交付しました。

1 認定制度の概要

無線設備等保守規程の認定制度は、恒常的な無線局の基準適合性の維持を図るための取組を行っていくこと、また、報告により収集した点検その他保守に係るデータの分析・評価結果を免許人にフィードバックすることにより、継続的に安全信頼性を確保することを目的として、従来の定期検査制度に加えて、新たに制定された制度です。

免許人は、無線設備等保守規程を作成し、総務大臣の認定を受け、当該認定を受けた無線設備等保守規程に基づき、無線設備の点検その他保守を実施するとともに、実施結果を総務大臣に定期的に報告することにより、従来の無線局の定期検査と同等の安全・信頼性を確保するものです。

なお、無線設備等保守規程の認定制度は、航空機局及び航空機地球局（電気通信業務用を除く。）を対象とし、無線局毎に当該無線局の無線設備等保守規程を認定するものです。

2 認定を行った無線設備等

航空機 32機（定置場：大阪国際空港）

認定事業者	対象無線局種	局数
日本航空株式会社	航空機局	32局
株式会社ジェイエア	航空機局	32局

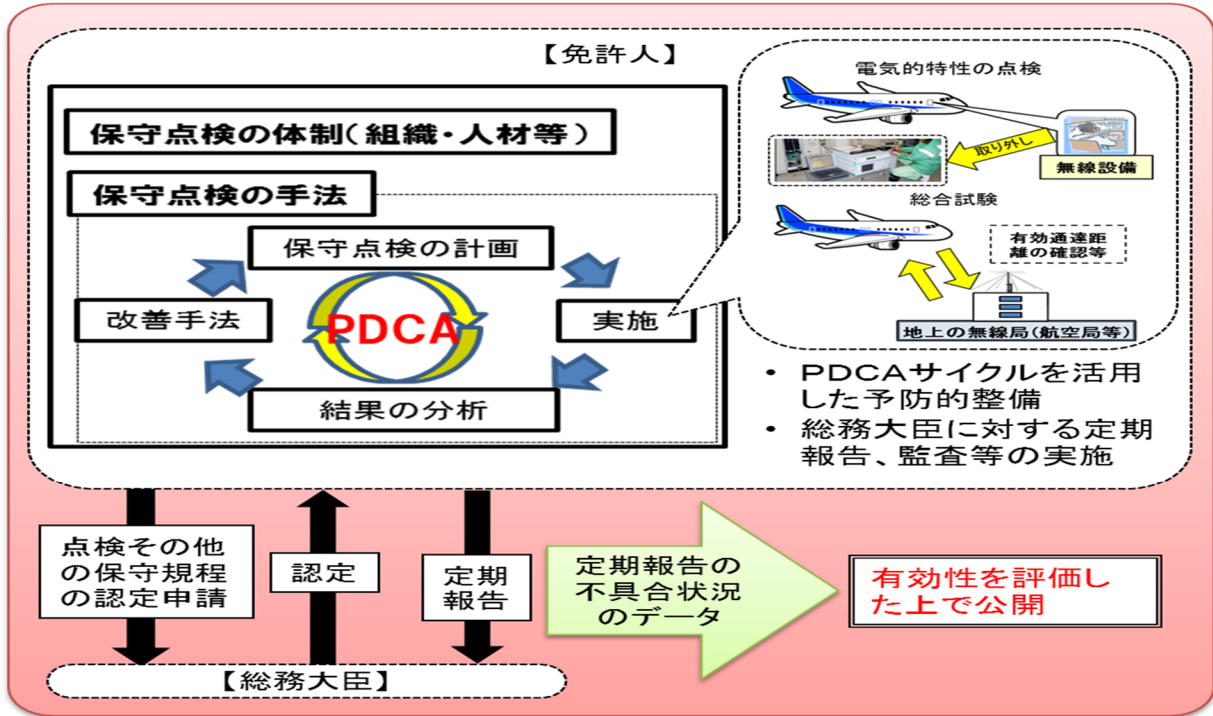
※ 株式会社ジェイエアは大阪国際空港を拠点とする日本航空グループの航空会社であり、機体は日本航空株式会社との共同引受により運航されるため、上記認定事業者2社分の免許を保有している。

（参考）「無線設備等保守規程の認定制度の概要」

連絡先：無線通信部航空海上課（担当：伊東、倉田）
電話：06-6942-8539
ファクシミリ：06-6920-0611
メール：kinki-kokukaijo_atmark_soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。
送信の際には、「@」に変更してください。

【無線設備等保守規程の認定制度の概要】

○無線設備等保守規程の認定制度のイメージ



■ 無線設備等保守規程の主な記載項目【無線局免許手続規則第25条の26第1項より】

- 無線設備等の点検その他保守を行う施設・組織体制の概要
- 無線設備等の点検その他保守の信頼性管理の目標値又は管理値
- 無線設備等の点検その他保守の実施方法・間隔
- 無線設備等の点検その他保守に関する品質管理の概要
- 無線設備等の点検その他保守に関する信頼性管理における分析と処置対策の概要

■ 基準適合性の確認間隔(最長年数)【電波法施行規則第40条の2より】

	定期検査	認定制度
○基準適合性の確認間隔の項目		
1 航空機局		
(1) 無線従事者の資格及び員数	1年	1年
(2) 法第六十条に規定する時計及び備付書類	1年	1年
(3) 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容と実装との照合	1年	1年
(4) 電气的特性的点検	1年	5年
(5) 総合試験		
① ATC (Air Traffic Control) トランスポンダ	1年	2年
② 航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機(個体識別コードの確認に限る。)	1年	1年
③ その他	1年	5年
2 航空機地球局		
	2年	2年
○定期的な報告の内容		
1 電气的特性的点検及び総合試験の結果	○	○
2 航空機局等に関する点検その他の保守の実施による不具合状況	△	○
3 無線設備等の点検その他の保守に関する信頼性管理における処置対策状況	△	○